

新興国レポート

ブラジル下院議会が税制改革法案を承認

- ブラジル下院議会は税制改革法案を承認。法人税率は企業側に譲歩し、34%から26%に引き下げへ。
- 配当に対しては新たに15%の課税。市場に配慮し、当初の政府案（20%課税）から縮小される。
- 個人所得税の最低課税水準を引き上げ。低所得層向け減税措置により個人消費の底上げを図る。
- 上院での税制改革審議に注目が集まる。議会での税制改革審議の進展は、今後の経済改革にとっても追い風に。

ブラジル下院議会が税制改革法案を承認

ブラジル下院議会は9月1日、税制改革法案を承認しました（賛成398票、反対77票、棄権5票）。今回下院が承認した税制改革法案は、法人税、配当税、個人所得税などの改訂を行うものです（図表1）。

法案には、法人税率を現行の34%から26%への引き下げが盛り込まれ、当初の政府案（34%から29%へ引き下げ）よりも企業側に譲歩して減税幅が拡大されることとなりました。

また、配当税制に関しては、配当に対して新たに15%の課税を行うほか、利子配当の損金算入制度の廃止が計画されています。ブラジル政府は当初、20%の配当課税を提案していましたが、下院議会は企業や市場に配慮し、増税幅を15%に縮小して承認しました。

約1,600万人が所得税免除の恩恵を受ける見込み

個人所得税改革では、個人所得税の最低課税水準を月額1,904レアルから月額2,500レアルへ引き上げることで、約1,600万人が所得税の課税免除の恩恵を受ける見通しとなっています。

このような低所得層に対する減税措置が、今後、コロナ禍で低迷する個人消費の底上げに繋がるかに注目が集まります。

今後は上院での税制改革審議に注目が集まる

税制改革法案の下院承認に対する市場の反応はまちまちでした。ブラジル株式は配当課税案などが嫌気され、やや軟調な展開となった一方、為替相場は経済改革の前進が好感され、ブラジル・レアルは対米ドルで上昇基調を維持しています（図表2）。

税制改革法案は下院での承認後、上院へ送付されており、今後は上院での審議の行方に注目が集まりそうです。ただし、上院の審議次第では法案に修正が加えられる可能性があります。

議会における税制改革審議の進展は、今後の経済改革などの追い風となることも期待されます。

図表1：下院議会が承認した税制改革法案の概要

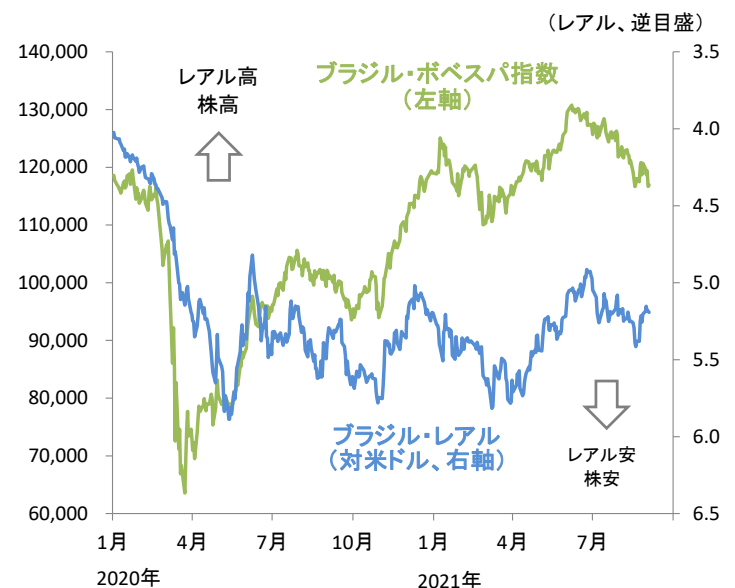
- **【法人税】** 法人税率を34%から26%へ引き下げ。内訳は、①法人税の基本税率を15%から8%へ引き下げ、②社会負担金（CSLL）を9%から8%へ引き下げ、③年間24万レアル（約500万円）を超える利益への追加課税10%は維持。
- **【配当税】** 配当に対して新たに15%を課税（現行は非課税）。
- **【利子配当】** 利子配当の損金算入制度を廃止。
- **【個人所得税】** 個人所得税の最低課税水準を月額1,904レアル（約4万円）から月額2,500レアル（約5.3万円）へ引き上げ（これ以下の所得は課税免除）。
- 法案は2021年10月末までに議会（下院・上院）で承認されれば、2022年1月1日より施行される見込み。

（出所）ブラジル下院議会、各種報道

注1）1レアル＝21円で換算。

注2）ブラジルでは通常の配当の他に、出資者に利子配当（投下資本に対する利息の支払い）を行うことができ、一定の条件のもとで損金算入（＝法人税負担の軽減）が認められている。

図表2：ブラジル株式とブラジル・レアル相場の推移



（出所）ブルームバーグ

（期間）2020年1月2日～2021年9月3日（日次）

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、フランクリン・テンプルトン・ジャパンの情報を基に、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

コールセンター 0120-762-506
9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>